

一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会 委員会運営規程

(目的)

第1条 埼玉県老人福祉施設協議会（以下「本会」という）定款第37条第2項の規定に基づき、委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする

(委員)

第2条 各委員会の委員は、会員の中から理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

ただし、研修委員については第5条第2項に掲げるとおりとする。

(総務委員会)

第3条 総務委員会は、本会の運営、企画、立案及び予算確保に関する事項について、理事会から指定された調査研究を行い、理事会に報告する。

(地域福祉委員会)

第4条 地域福祉委員会は、地域福祉推進に関する事項について、理事会から指定された調査研究及び情報交換を行い理事会に報告する。

また、創作品展を企画・開催する。

(研修委員会)

第5条 研修委員会は、会員と会員施設職員の資質向上のための研修会を実施する。

2 研修委員には、各施設長から推薦のあった次の職種の者の中から会長が委嘱する。

- (1) 事務職員
- (2) 生活相談員
- (3) 介護職員
- (4) 看護師
- (5) 栄養士・調理員
- (6) 介護支援専門員

(委員長及び副委員長)

第6条 各委員会に委員長、副委員長を置く。

2 委員長、副委員長は委員の互選により選出する。

3 委員長は委員会を総理し、副委員長はこれを補佐する。

4 各委員長は、適時、各委員会の活動状況を理事会に報告する。

(委員会の招集)

第7条 委員会は、各委員長が招集する。

2 理事会から要請があった時、また3分の1以上の委員から委員会開催の要求があった時は、委員長は委員会を招集しなければならない。

3 委員会の議長には、委員長があたる。

(経費)

第8条 各委員会に必要な経費は、本会が負担する。

(事務処理)

第9条 各委員会の事務は、本会事務局において処理する。

附 則

この規程は、平成29年4月3日から施行する。